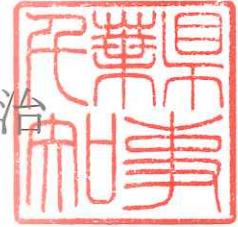


平成30年 1月16日

(株) M・S t r a d a

原田 淳一 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



一般 建設業の許可について (通知)

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 許 可 番 号 | 千葉県知事 許可(般-29) 第 48267 号 |
| 許可の有効期間 | 平成 29 年 12 月 4 日から 平成 34 年 12 月 3 日まで |
| 建設業の種類 | |

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 34 年 11 月 3 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

産業廃棄物収集運搬業許可証

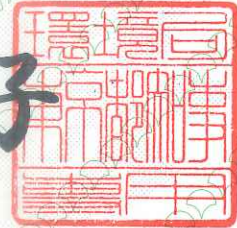
住所 千葉県鎌ヶ谷市中沢359番地8

氏名 株式会社M・Strada
代表取締役 原田 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成26年 9月26日

許可の有効年月日 平成31年 9月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く)

(2) 産業廃棄物の種類

ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(以上2種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成26年 9月26日 新規許可

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

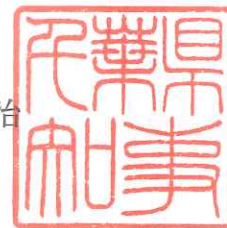
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県鎌ヶ谷市中沢359番地8

氏 名 株式会社 M・S t r a d a
代表取締役 原田 淳一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成26年7月25日

許可の有効年月日 平成31年7月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, イ がれき類
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成26年7月25日 新規許可
平成29年5月19日 変更届（住所変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

(積替え許可を有している場合においては, 市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については, 積替え許可の有無の記載は不要とすること。